

令和6年度大阪府子ども家庭審議会大阪府子ども計画策定専門部会
ひとり親家庭等自立促進計画策定ワーキンググループ

開催日時：令和6年7月24日 水曜日 午前10時00分から正午

場 所：國民会館 小ホール

出席委員：荒井 恵一 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会母子施設部会 部会長、社会福祉法人八尾隣保館 理事長

池西 昌夫 大阪府町村長会健康福祉部長会議代表幹事（千早赤阪村 健康福祉部 部長）

枝村 たつ江 NPO法人しんぐるまざーず・ふおーらむ・関西 理事長

長上 深雪 龍谷大学 名誉教授 【WG長】

坂田 慶一 大阪府市長会健康福祉部会児童部長会議代表幹事（四條畷市 こども未来部 部長）

澤谷 誓之 日本労働組合総連合会大阪府連合会副事務局長

杉谷 文明 杉谷法律事務所（弁護士）

滝本 美津代 社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会 理事長

田村 賢一 一般財団法人大阪府人権協会 代表理事

山崎 重彦 大阪府民生委員児童委員協議会連合会 副会長

與口 修 一般社団法人関西経済同友会 企画調査部長

会議の概要

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画（素案）について
 - (2) その他
- 4 閉会

主な意見等（○：委員（及び委員長）、●：事務局）

議事(1)第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画（素案）について

○委員長) 事務局から説明のあった第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画（素案）について、ご質問はあるか。

○委員) 子どもの意見の反映について、社会的養育の観点の話になるかもしれないが、このひとり親関連の計画においても一言触れておくべきではないかと思う。また、民法が改正されて共同親権を選択できるようになったことから、一方の親が共同親権を求めて必要以上に何度も調停等を申し立てるなどのリーガルハラスメントが懸念されるが、その場合、もう一方の親の精神的な負担や裁判上の費用負担などの支援がどうなるのか心配している。また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に関連するものと思うが、母子生活支援施設も乳児院も妊娠婦の生活支援事業を実施できることになっており、ひとり親になる以前から困難を抱えておられる方を今後どのように支援につないでいくか考えていく必要があると思

う。一時保護から母子生活支援施設への入所に繋がらないケースもあるので、必要な連携を行うことについて触れていただければ、計画の具体的取組に記載している「母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援」に繋がると思う。

●事務局) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に関しては、基本目標5の相談体制の充実の具体的取組において「困難な問題を抱える女性への支援」を記載しているところ。

○委員長) 計画上の記載ではお示しの通りになるが、実際は市町村においてどれだけ援助の手を差し伸べるかが大事になるので、市町村によって対応に差が出ないように、市町村がしっかりと情報を提供していく、ということを記載してもいいと思う。また、基本目標3の共同養育の推進について、国において、改正民放の施行に向けて検討が進められているが、父母双方にとってあまり現実に沿った取組みにならないのではないかと懸念している。この点について、委員の皆様からご意見いただきたい。

○委員) 支援事例の中で、何度も親権と監護権に関する裁判を起こされているというケースもあり、特に女性側は経済的に厳しい場合があるため、こういったことへの支援をどうするのかと思う。また、DVの事案においても裁判所により試行的に親子交流が行われることもあるが、結果として子どもに危害が加えられないかと危惧するケースがあると聞いている。共同養育ありきではなく、個々のケースの状況を見ながら、子どもの安全を中心に置く必要があると考えており、ケースの研修においてもDVや子どもの観点をお願いしたい。

○委員) 民法が改正された以上、府としては推進する立場になることは一定理解できるが、子どもの権利の観点や、府のひとり親家庭等へのアンケート調査から「相手と関わりたくない」という結果が出ている中で、共同親権を推進することが本当に正しいのかと感じる。この点については、親子交流も含めて、子どもの権利を優先して慎重に進めるべきかと思う。また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に関連するものと思うが、自ら相談できない方に対して、例えば、アウトリーチ的行政側から寄り添っていく体制なども大いに求められているのではないかと思う。

○委員) このワーキンググループとは別の子どもの貧困対策計画策定ワーキンググループの委員でもあるが、その場で、貧困家庭に対する調査においても、困窮度の高い世帯ほど使えるサービスを使っていないという結果が出ている。その理由の1つ目は申請手続きのハードルが高いこと、2つ目は対象者自身が支援を受ける当事者であると知らなかったということである。この点については非常にもったいないと感じており、様々な支援を行っている中で、例えば離婚前後の親支援講座など、支援対象者がわかりやすい施策があれば教えていただきたい。また、基本目標5の「府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実」について、相談機能の充実は、対応する職員や対応時間を増やすということか。そうであれば、労働力不足となっている状況の中で、限界があると思う。潤沢に人を投入できないのであれば、デジタルテクノロジーを使っていくことになると思うので、この具体的取組の後ろに括弧書きでデジタルアウトリーチと記載した方がいいと思

う。デジタルアウトリーチについては、例えば、インターネットで自殺について検索をすると、相談窓口を広告掲示するというような取組みをされているので、府立母子・父子福祉センターについても、例えば、各大学の「起業部（起業をめざす学生達により立ち上げられた部活動）」やスタートアップに依頼したら相談に乗ってくれたり、試作品を作ってくれたりすると思う。5年後の計画を見据えて、デジタルアウトリーチという言葉を盛り込んでいただきたい。

○委員長) 事務局において、支援対象者がわかりやすい施策はあるか。

●事務局) 支援策については、府が毎年ひとり親施策をまとめた冊子を作成し、母子、父子、寡婦のどなたが対象であるかをお示ししているが、ホームページの掲載方法も含めてもう少し工夫が必要ではないかと感じた。

○委員長) 一番わかりやすい施策といえば児童扶養手当ではないか。これに匹敵するようなひとり親家庭の生活の向上に役立つ施策はないのが現状である。母子家庭も父子家庭も20年以上働いていても貧しいという状況は変わらない。これに対する決め手の策はなく、結局は雇用者への理解や就業機会の充実に留まっているのが現状であり、苦しいところ。

●事務局) 支援者に情報が届いていないとご指摘いただいた件について、わかりにくいくらいには届くように工夫していきたいと思う。ただ、デジタルアウトリーチの記載については、方向性としては理解しているが、どのように記載するかについては相談させていただきたい。

○委 員) 府立母子・父子福祉センターにおける法律相談について、SNSを活用して周知したところ、上限まで予約が埋まっている状況。今の時代は、情報は全てSNSを通じてだと思う。

○委 員) さらにAIを活用すると、精度があがれば、法律相談はAIが自動的に応答できれば、人件費よりも安いコストで実施することもできる。

○委員長) おそらく冊子は読まれないとと思う。情報はSNSで取っていく社会になっているので、周知についてはぜひ検討いただきたい。

○委 員) 困っている方それぞれが、生活に身近な場で相談できることも大切と思う。基本的には市町村がその相談機能を持てばいいと思う。例えば、こども家庭センターの1つのセクションとして、そのような機能があってもいいのではないかと思う。社会資本として学校をどう活用するかも重要だと思う。外国の方の家庭についてはあまり議論されていないと思う。

○委 員) 基本目標2の子育てをはじめとした生活面への支援の「子どもの学習支援等の推進」において、複数の施策が記載されている。それぞれの施策を個々の事業として捉えるのではなく、ひとり親世帯や貧困世帯などで支援対象となる子どもが重複していることもあるので、施策連携による総合的な視点も必要と考える。例えば、重層的な支援という観点から、区域全体で施策連携による取組みを進めるという文言があれば、市町村において大変取り組みやすいと思う。

○委員長) 地域としての施策課題を面向に捉えて取り組む上で、市町村の役割は非常に重要なと思う。

○委 員) 乳幼児医療については、府から補助をいただきながら、市レベルでは府が対象と

していない部分についても支援を行っているが、まだまだ足りていないところがある。また、当事者に施策が届いていないという意見については、府とともにSNSの活用など含めて周知していきたいと思う。

○委員) 養育費については、徐々に増えてはいるが、特に母子家庭の方が受け取っていないという状況。計画上は目標値を40%以上としているが、本当に達成できるか疑問を感じる。

○委員) 民生委員・児童委員については、ひとり親の施策をすべて知っておかないといけない立場であるので、民生委員・児童委員への発信、LINEも活用した支援の必要性を感じた。

○委員) 母子・父子自立支援員や母子父子福祉推進委員などの支援員が継続的に相談対応できるように、安定した雇用形態や賃金が非常に重要と思う。実態を把握して、人件費を保証してほしいと思う。

●事務局) 冒頭のご意見になるが、子どもの意見表明については、離婚前後の子どもに、どちらの親と暮らしたいかなどセンシティブな問い合わせも考えられるので、国の議論を見守りながら考えていきたい。

○委員長) 子どもの意見を聞くのは難しいが、もっと学校と密に連携して、学校を通じて聞くことも考えられるのではないかと思う。また、共同養育の推進については、国の方針性もわかるが、府として画一的に進めていくよりも、個々のケースに沿って、子どもの安全や子どもの権利を守るという観点で当事者と相談しながら進める、ということを示してはどうかと思う。ご検討いただきたい。

議事(2)その他

○委員長) 事務局から説明のあった今後のスケジュールについて、ご意見あるか。

○委員) 異議なし。

以上